

～中国における商標冒認出願対策について～

弁理士 中村 希望

青森、富山、鹿児島、香川、佐賀、群馬：これらは中国で既に商標登録出願された自治体名のほんの一例です。群馬県の自治体名称だけでも、「高崎」「桐生」「太田」等21市町村も既に中国で商標登録されていると言われています。さらに地名だけでなく、「九谷焼」や「美濃焼」などの名産品名称も、そして日本の有名企業のブランドも、見ず知らずの中国法人や個人によって勝手に商標登録されています。

中国ではこのような権限なき第三者が勝手に商標登録出願する、いわゆる冒認出願が非常に増えています。もちろん、上記の自治体名称等の商標出願のすべてが冒認出願というわけではありませんが、多くは日本企業が中国に進出する際に商標を高く買取らせたり、高い賠償金を取ることが目的と言われています。

○なぜ中国で日本の地名が商標登録されてしまうのか

日本では原則として、地名を商標登録することはできません。それは、商品の生産地や販売地等を表わし、誰しもが通常用いるものだからです。

しかしながら中国の商標法では、「中国の県クラス以上の地名や外国の著名な地名は商標登録できないが、その地名が他の意味を有する場合は商標登録できる」と規定されています。つまり日本の地名でも、中国において「著名でなければ誰でも商標を取得することができます。さらに、日本の地名が商標を区別の意味を持つ場合、余計に地名として認識されにくくなります。

○冒認出願の対策

これら冒認出願に対しても商標登録の取消を求めることがあります。しかし、その地名が著名であつたこと等を過去の新聞報道などから主張立証する必要があり、場合によつては相手方に不正の目的があつたことを主張立証することが求められますので、多大な労力と経費を要し、大きな困難が伴います。冒頭述べた「青森」商標は取消すまでに5年の期間を要しました。

対応が後手になると商標を取り消すのが非常に困難になりますので、第三者によつて出願される前に、先に中国で出願しておくことが今のところ最も有効な対応策のようです。もちろんこれは自治体名称や著名企業のブランドに限った話ではなく、中小企業であつても、中国企業と繋がりがある場合、その企業によつて勝手に自社ブランドが商標登録されることがあります。まずは、手始めに中国で商標調査をしてみるのはいかがでしょうか。